

第71期定時株主総会招集ご通知添付書類

第71期報告書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

日邦産業株式会社

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)**1 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果****全般的概況**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって各国において行動制限がなされた一方で、顧客各社は旺盛な需要に応えるためにリカバリー生産を計画するも、「半導体・電子部品の供給不足」、「人手不足」と「物流コストの高騰」の影響により、そのリカバリー生産の状況は業界毎・顧客毎に濃淡が生じる中で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、パートナー企業と顧客との需給調整に努めるとともに、持続的な競争優位を創出するために策定した「中期経営計画2022」の基本テーマ(「差別化技術とコスト競争力を磨く」「新たなビジネスモデルの構築に挑戦する」)に取り組んできました。

この結果、当連結会計年度の売上高は35,491百万円(前期は39,985百万円)、営業利益は1,342百万円(前期比111.1%増)、経常利益は1,423百万円(前期比181.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,031百万円(前期は12百万円)となりました。

なお、収益認識会計基準等適用前の売上高は43,966百万円(前期比10.0%増)となります。

セグメント別概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後のセグメント区分に基づいております。

エレクトロニクス

当セグメントの業績は、5G関連市場の拡大と旺盛な半導体・電子部品の需要を背景にこれら関連部材の受注と沖縄工場の研磨用キャリアの受注が好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は16,576百万円(前期は18,268百万円)、セグメント利益は1,324百万円(前期比26.6%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等適用前の売上高は19,610百万円(前期比7.4%増)となります。

モビリティ

当セグメントの業績は、「半導体・電子部品の供給不足」が業界全体のリカバリー生産を鈍化させたものの、タイ（バンコク）工場やインドネシア工場でのパワートレイン系部品の受注が大幅に回復したことに支えられ、また、メキシコ製造事業の撤退による業績改善も相まって好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は13,092百万円（前期は15,963百万円）、セグメント利益は1,042百万円（前期比114.9%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等適用前の売上高は18,141百万円（前期比13.6%増）となります。

医療・精密機器

当セグメントの業績は、医療機器部品の受注は堅調に推移しましたが、プリンター関連部品は、「半導体・電子部品の供給不足」により、顧客のリカバリー生産が思うように進まず、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による第2四半期までの行動制限（ベトナム工場、フィリピン工場）によるマイナス影響を受ける中で推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は5,941百万円（前期は5,877百万円）、セグメント損失は17百万円（前期は43百万円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等適用前の売上高は6,333百万円（前期比7.8%増）となります。

その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイの国際地域統括本部におけるマネジメント業務等で構成しております。なお、当連結会計年度より、沖縄工場の研磨用キャリア事業をエレクトロニクスの報告セグメントに変更しております。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は191百万円（前期は194百万円）、セグメント利益は84百万円（前期比0.5%減）となりました。

<セグメント別売上高>

セグメント区分	第70期 (2020年度) (前連結会計年度)		第71期 (2021年度) (当連結会計年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
エレクトロニクス	18,268	45.7	16,576	46.7
モビリティ	15,963	39.9	13,092	37.0
医療・精密機器	5,877	14.7	5,941	16.7
その他	194	0.5	191	0.5
調整額	△317	△0.8	△311	△0.9
合計	39,985	100.0	35,491	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,279百万円であります。その主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におけるの所要資金は、金融機関からの借入れにより674百万円を調達しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社フジミインコーポレーテッドと2022年2月18日に資本業務提携に関する合意書を締結しており、これに伴い、同社株式29,800株を191百万円で取得しております。

(5) 対処すべき課題

① 足元における「対処すべき課題」

足元においては、「半導体供給不足の悪化」、「新型コロナウイルス感染症の変異株の拡大」と「資源価格高騰の長期化又は悪化」という3つのリスクを対処すべき課題として捉えております。これらの課題に対しては、これまでも努めてきた「顧客とパートナー企業と連携した需給調整」、「在庫保有による生産活動の平準化」と「コスト競争力の強化」を継続してまいります。

② 中長期視点をもって「対処すべき課題」

「中期経営計画2022」の最終年度である2023年3月期は、過去最高の営業利益（14.7億円）を更新する15.5億円の達成を見込んでおりますが、「中期経営計画2025～2028」の各累計期間においても、収益を継続的に拡大させていくための取組みを対処すべき課題として捉えております。これらの課題に対しては、持続的な競争優位を創出するために必要となる「強みづくり」に着目しており、これまでも努めてきた「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくりをさらに前進させ、新商材開発を具体的なアウトプットとして積み重ねていくこと」、「高度な技術の壁を乗り越えて取得した全自動・半自動ラインの量産に係るコア技術をグループ企業に横展開をさらに前進させること」と「電気特性・信頼性評価技術並びに、樹脂と異素材との接合・インサート技術という新しい技術習得に挑戦すること」を継続してまいります。

③ その他／継続して「対処すべき課題」

環境・社会・ガバナンスに関わる重要課題（マテリアリティ）として特定したコンプライアンスその他の取組みを継続していくことに加えて、気候変動への取組みとして、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言を踏まえたガバナンス体制の構築にも取り組んでまいります。

当社グループは、これらの「対処すべき課題」に実直に取り組むことで企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
売上高 (百万円)	44,479	43,494	39,985	35,491
経常利益 (百万円)	452	1,149	505	1,423
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△1,029	550	12	1,031
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△114.77	61.02	1.37	113.22
総資産額 (百万円)	29,288	27,519	24,705	26,087
純資産額 (百万円)	9,602	9,813	8,996	10,364

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第68期	第69期	第70期	第71期
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
売上高 (百万円)	25,738	25,887	25,443	19,299
経常利益 (百万円)	756	1,276	471	291
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△818	376	366	240
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△91.29	41.73	40.19	26.36
総資産額 (百万円)	18,414	17,989	16,704	18,058
純資産額 (百万円)	4,162	4,560	4,864	5,010

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
日邦メカトロニクス株式会社	50	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
日邦メタルテック株式会社 (注1)	50	100.00	機械部品の製造・販売
日邦メカトロニクス広島株式会社	45	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD. (注2)	千バーツ 250,000	99.98	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO.,LTD. (注2、3)	千バーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO.,LTD.	千バーツ 480,000	100.00	業務支援サービス
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注3)	千リンギット 15,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. (注3)	千米ドル 10,000	—	同 上
NIPPO METAL TECH PHILS.,INC. (注1)	千米ドル 1,189	82.88	同 上
PT.NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	千ルピア 93,678,415	100.00	同 上
FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.	千米ドル 17,677	100.00	合成樹脂成形品の販売
NIPPO (HONG KONG) LTD. (注4)	千香港ドル 111,430	100.00	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD. (注4)	千人民元 4,138	—	同 上

(注) 1. NIPPO METAL TECH PHILS., INC.は、当社が出資比率の82.88%を、当社の子会社である日邦メタルテック株式会社が出資比率の17.12%を所有する子会社であります。
2. NK MECHATRONICS CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
3. NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.及びNIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の子会社であるNK MECHATRONICS CO.,LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。

4. NIPPO (SHANG HAI) LTD.は、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
5. 2021年8月3日付にて日邦精密工業(深圳)有限公司は清算終了しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、「エレクトロニクス」、「モビリティ」及び「医療・精密機器」の3つを報告セグメントとしております。

エレクトロニクス

電子部品及び住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、高機能材料、加工部品、治工具及び機器等を国内外で販売しております。

モビリティ

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

医療・精密機器

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

(9) 主要な営業所及び工場等 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本店 (本社)	愛知県名古屋市	関西支店	大阪府吹田市
東京支店	東京都千代田区	東北営業所	宮城県仙台市
名古屋支店	愛知県名古屋市	北陸営業所	石川県金沢市
稲沢事業所	愛知県稲沢市	九州営業所	福岡県福岡市
明石事業所	兵庫県明石市		

② 子会社

◀国内▶

名 称	所在地
日邦メカトロニクス株式会社	静岡県磐田市
日邦メタルテック株式会社	沖縄県うるま市
日邦メカトロニクス広島株式会社	広島県広島市

◀海外▶

名 称	所在地
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ
NK MECHATRONICS CO.,LTD.	タイ
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO.,LTD.	タイ
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.	マレーシア
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	ベトナム
NIPPO METAL TECH PHILS.,INC.	フィリピン
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	インドネシア
FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.	メキシコ
NIPPO (HONG KONG) LTD.	中国
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	中国

(10) 使用人の状況**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数 (前連結会計年度末比増減)

3,075名 (111名減)

(注) 使用人数は嘱託及びパート (383名) は除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (前事業年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
317名 (7名増)	37歳9ヵ月	11年4ヵ月

(注) 1. 子会社への出向者 (24名) を除いて表示しております。
2. 使用人数は嘱託及びパート (99名) は除いております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,333
株式会社三井住友銀行	1,337
株式会社愛知銀行	856

(12) その他企業集団の現況に関する重要事項

当社は、2022年2月18日付で株式会社フジミインコーポレーテッドとの間で、資本業務提携に関する合意書を締結いたしました。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,127,338株 (うち自己株式19,286株)
(3) 株主数 1,542名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
フリージア・マクロス株式会社	1,796	19.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	694	7.62
日邦産業社員持株会	565	6.21
コウ セイハク	300	3.29
株式会社三井住友銀行	274	3.01
日本証券金融株式会社	234	2.58
INTERACTIVE BROKERS LLC	229	2.51
株式会社富士プレス	221	2.43
田中 喜佐夫	220	2.42
株式会社三菱UFJ銀行	216	2.38

(注) 持株比率は、自己株式 (19,286株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩佐 恭知	
取締役	三上 仙智	コーポレート本部長兼経営企画・新事業開発担当
取締役	中村 篤志	商事本部長
取締役	田中喜佐夫	株式会社レイホー製作所 代表取締役社長
取締役	後藤 昌弘	後藤昌弘特許法律事務所 所長
取締役	内藤 昭治	内藤公認会計士事務所 所長 海部建設株式会社 社外監査役
取締役	土地 陽子	大和日英基金 理事 ソフトバンクグループインターナショナル株式会社 マネージング パートナー
取締役 (監査等委員)	大石 富司	
取締役 (監査等委員)	林 高史	グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社Kips 取締役 日本プラス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	梅野 勉	株式会社シモジマ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	池田 桂子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 パートナー カネ美食品株式会社 社外取締役 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦瓦斯株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	蒲生 貞一	蒲生貞一税理士事務所 所長 株式会社丹羽由 社外監査役

- (注) 1. 取締役 田中喜佐夫氏、後藤昌弘氏、内藤昭治氏、土地陽子氏、林高史氏、梅野勉氏、池田桂子氏及び蒲生貞一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 内藤昭治氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 林高史氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 蒲生貞一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、大石富司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 取締役 後藤昌弘氏、土地陽子氏、林高史氏、梅野勉氏、池田桂子氏及び蒲生貞一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社には、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除に関する定め（定款第27条第2項）があり、当社は、当該取締役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料については全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、代表取締役及び業務執行取締役の報酬等に関して、「企業の持続的成長」と「優秀な人材の確保」を目的としたインセンティブ要素を含む役員報酬制度を2019年3月19日開催の取締役会において決議し、導入しております。具体的には、当期業績の結果と、中期業績の向上を目的に実行する重要タスクの達成度とを連動させた金銭報酬であります。

一方、社外取締役その他の非業務執行取締役の報酬等に関しては、固定金銭報酬となります。

② 金銭報酬

ア 代表取締役及び業務執行取締役

代表取締役及び業務執行取締役に適用する月例の金銭報酬は、前年度の金銭報酬金額を基礎として、これに「連結+担当部門の営業利益」と「重要タスク」の達成度に応じた4段階の評価指数を乗じて計算した金額（以下、「評価基準」という。）となります。金銭報酬は、代表取締役は最大20%、その他業務執行取締役は同一役位で最大15.8%の金額差が生じることがあります。

イ 非業務執行取締役

社外取締役その他の非業務執行取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬であり、他社水準及び当社の業績を総合的に勘案して決定します。

③ 評価及び評価基準の変更

ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえ、取締役会で決定しております。なお、2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役、監査等委員長及び3名の独立社外取締役の計5名から構成される指名・報酬委員会の設置を決議しており、同委員会は2021年度以降の活動に係る評価及び評価基準の変更に関して、取締役会に答申する役割を担うこととしました。

イ 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の個別の報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。)	98	98	—	—	7
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(—)	(—)	(4)
監査等委員である 取締役	26	26	—	—	5
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内でその配分を役員の報酬等の決定方針に基づいて審議され、2021年6月24日開催の取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の個別の報酬等は、2021年6月24日に監査等委員である取締役の協議によって決定しております。
4. 代表取締役及び業務執行取締役の個別の報酬等の決定にあたっては、「連結+担当部門の営業利益」と「重要タスク」の達成度を踏まえ、代表取締役、監査等委員長及び独立社外取締役の計3名による協議を経たうえ、取締役会で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 田中 喜佐夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間にはカーボン等の売買取引がありますが、2021年度の取引額は連結売上高の0.01%未満であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的に行っており、当社経営の監督役割を十分に果たしています。

② 取締役 後藤 昌弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

後藤昌弘特許法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に弁理士及び弁護士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的に行っており、当社経営の監督役割を十分に果たしています。

③ 取締役 内藤 昭治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

内藤公認会計士事務所の所長及び海部建設株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、主にITコーディネータ及び公認会計士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的に行っており、当社経営の監督役割を十分に果たしています。

- ④ 取締役 土地 陽子
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
大和日英基金の理事、ソフトバンクグループインターナショナル株式会社のマネージングパートナーを兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、主にIR（投資家向け広報）・ESG（環境・社会・ガバナンス）の専門家としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監督役割を十分に果たしています。
- ⑤ 取締役（監査等委員） 林 高史
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所の代表パートナー、日本ホスピスホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社Kipsの取締役、日本プラスチック株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と日本プラスチック会社との間に樹脂成型品等の売買取引がありますが、2021年度の取引額は連結売上高の0.06%未満であります。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監査・監督役割を十分に果たしています。
- ⑥ 取締役（監査等委員） 梅野 勉
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
株式会社シモジマの社外取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監査・監督役割を十分に果たしています。

- ⑦ 取締役（監査等委員） 池田 桂子
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
池田総合法律事務所・池田特許事務所のパートナー、カネ美食品株式会社の社外取締役、中部日本放送株式会社の社外取締役及び東邦瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監査・監督役割を十分に果たしています。
- ⑧ 取締役（監査等委員） 蒲生 貞一
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
蒲生貞一税理士事務所の所長及び株式会社丹羽由の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席し、また、監査等委員会10回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監査・監督役割を十分に果たしています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 32百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査等委員会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」等を制定し、取締役を筆頭にして、執行役員及び使用人とともにこれらを実践することとした。
 - ② 取締役会は、「取締役会規則」を定め、各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、「監査等委員会規則」を定め、取締役の職務執行について監査することとした。
 - ③ 取締役会は、「就業規則」を完備し、執行役員及び使用人に「就業規則」に定める服務規律を遵守させることとした。
 - ④ 取締役会は、「業務規程」を完備し、執行役員及び使用人に「業務規程」に定める手順等を遵守させることとした。
 - ⑤ 取締役会は、コンプライアンス推進体制の構築、社内通報制度、内部監査等を通じて、取締役、執行役員及び使用人の法令及び定款の遵守の徹底を図る体制を構築することとした。
- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法令等、及び社内諸規定に従い、株主総会、取締役会及び監査等委員会の議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供し開示する。
 - ② 企業秘密情報については、「企業秘密管理規程」を定め、管理責任者を置き、同情報への、内・外部からのアクセスを防止し、漏洩を完封する。
 - ③ 「個人情報管理規程」及び「特定個人情報管理規程」を定め、個人情報等も同様に保護する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、常に損失の危険を予知する体制を整備し、損失危機に適切かつ迅速に対応する。同推進本部長にはコーポレート本部長があたる。
 - ② 損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定し、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
 - ③ 取締役会は、内部統制システムを整備し、各取締役の損失危険管理への対応・運用状況につき監督、監視及び検証する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営方針その他の取締役会規則に定める重要事項の審議は、常勤取締役と監査等委員長から成る「経営戦略会議」で行い、そこで内定したものをたたき台として、最終的に「取締役会」で決定する。
- ② 当社において、「役員の職務執行等に関する規則」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」により、取締役の各業務執行にかかる責任を明確にし、各取締役にそれぞれ定められた業務を信義誠実にして忠実に行わせる。
- ③ 当社の常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営方針説明会」に、非常勤取締役は「取締役会」「経営方針説明会」に出席し、取締役は職務の執行状況を相互に監督し、監査等委員も取締役の職務を監査する。

(5) 当社及び当社の関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」、「管理職制度規程」及び「当社子会社間取引に関する基準規程等」を定め、子会社の取締役、監査役及び使用人を管理し、当社が直接子会社取締役等に対し指示命令をする体制を整備することとした。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査室が子会社の監査をそれぞれ定期的に行う体制を整備することとした。

(6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

監査等委員会が補助する使用人を必要とする場合には、その都度これを置くものとする。監査等委員会は、当該使用人を選定するにあたり、業務執行者からの独立性及び、当該使用人への指示の実効性を確保するものとする。

(7) 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議等当社の重要会議には監査等委員長が出席し、取締役はこれらの重要会議において職務執行状況につき、これらを監査等委員会に対し報告する。
- ② 社内通報制度による通報情報は、速やかに全てが監査等委員会に報告される。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び内部監査結果について、定期的に報告し、かつこれらを共有する。
- ② 監査等委員会監査の有効性を確保するため、「監査等委員会規則」を定め、取締役、執行役員及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査等委員会への報告を確実に実施させる。
- ③ 子会社の取締役及び使用人は、当該子会社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 内部通報のみならず、監査等委員会に報告を行った日邦グループの取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
- ⑤ 当社は、監査等委員会が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。但し、その支出の必要性と必要額について、後日コーポレート本部のチェックを受けることがある。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程に基づき、管理職研修等において、コンプライアンス教育を実施しております。また、社内通報制度規程を制定し、内部通報の状況は当社監査等委員会に報告しております。

(2) リスク管理体制について

当社は、リスク管理基本規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めております。

(3) 財務報告の体制について

当社は、「内部統制推進本部」を設置し、全社統制・IT統制・業務及び決算プロセスの整備・運用を通じて、適正な財務報告に係る内部統制の構築に努めております。

(4) 監査等委員の監査の実効性を確保する体制について

当社は、監査等委員の職務を補助する使用人として「内部監査室長」がこれにあたり、監査等委員への報告及び情報提供体制を強化し、監査等委員による監査が効果的かつ効率的に実施されることを確保しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上への取組み

当社は、商社事業と樹脂成形事業を祖業として、商社事業は、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取り組んでおります。樹脂成形事業は、「全自動・半自動ライン」の導入を進めております。

今後の当社における企業価値向上への取組みは、商社事業においては、「異色性のある協力メーカーとのネットワークづくり」をさらに前進させ、新商材開発を具体的なアウトプットとして積み重ねていくこと、樹脂成形事業においては、高度な技術の壁を乗り越えて取得した全自動・半自動ラインの量産に係るコア技術をグループ企業に横展開をさらに前進させることに加えて、「電気特性・信頼性評価技術」、「樹脂と異素材との接合・インサート技術」という新しい技術習得に挑戦してまいります。

② コーポレートガバナンスの強化

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。監査等委員会は、監査等委員5名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員4名）から構成されています。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

監査の体制として、当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。また、監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除きます。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除きます。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を導入し、2021年6月24日開催の当社第70期定時株主総会において、本対応策を第71期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をいただきました。

本対応策は、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本対応策を遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めること等により、当社株式等の大規模買付行為によって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにするものです。

本対応策においては、金融商品取引法第27条の2第7項に定める特別関係者や同法第27条の23第5項に定める共同保有者等と併せて、株式等保有割合が20%以上となる当社株式等を取得等する行為を「大規模買付け等」といい、かかる大規模買付け等を行う者を「買付者等」といいます。

当社は、買付者等に対し、大規模買付け等の実行に先立ち、意向表明書の提出を求め、さらに、①買付者等及びそのグループの詳細、②大規模買付け等の目的、③大規模買付け等の対価の算定根拠、④大規模買付け等の資金の裏付け、⑤大規模買付け等の後の経営方針及び事業計画等を含む必要情報の提示を求めます。

その後一定期間（必要情報の提供完了後、原則として、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合は最大60日間、その他の大規模買付け等の場合は最大90日間）、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された必要情報を、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主及び投資家の皆様へ代替案を提示したりすることもあります。

また、対抗措置の発動等にあたって、取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として、社外取締役及び社外の有識者計3名から構成される独立委員会を設置し、発動の是非について取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、①買付者等が本対応策に規定する手続を遵守しない場合は、特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を勧告し、②買付者等が本対応策に規定する手続を遵守した場合は、原則として対抗措置の発動を行わないように勧告しますが、(i) 高値で当社の株式等を当社若しくは当社関係者に買い取らせる目的（いわゆるグリーンメイラー）である場合、(ii) 当社を一時的に支配して当社グループの重要な資産等を買付者等グループに移転する目的である場合、(iii) 当社グループの資産を買付者等グループの債務の担保や弁済原資として流用する目的である場合、(iv) 当社を一時的に支配して、当社の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的である場合、(v) 大規模買付け等の方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、事実上、株主の皆様当社に株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合、又は、(vi) 買付者等による支配権の取得により、当社の株主、顧客及び従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保若しくは向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合等の、買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的に、対抗措置の発動を勧告する場合があります。当社取締役会は、このような独立委員会による対抗措置の発動の是非に関する勧告を最大限尊重した上で、企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を行うことがあります。

さらに、当社取締役会が、買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様意思を確認するため当社株主総会を招集します。

(4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

従って、当社取締役会は、本対応策が基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,582	流動負債	12,586
現金及び預金	4,580	支払手形及び買掛金	7,415
受取手形及び売掛金	6,339	短期借入金	2,845
電子記録債権	1,237	1年内返済予定の長期借入金	268
商品及び製品	1,709	リース債務	198
仕掛品	316	未払法人税等	199
原材料及び貯蔵品	784	賞与引当金	312
未収入金	315	その他	1,346
その他	301	固定負債	3,135
貸倒引当金	△4	長期借入金	526
固定資産	10,505	リース債務	245
有形固定資産	7,452	繰延税金負債	134
建物及び構築物	3,562	再評価に係る繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	1,824	退職給付に係る負債	1,595
工具、器具及び備品	203	資産除去債務	168
土地	1,637	その他	462
建設仮勘定	225	負債合計	15,722
無形固定資産	115	(純資産の部)	
その他	115	株主資本	9,664
投資その他の資産	2,937	資本金	3,137
投資有価証券	1,637	資本剰余金	612
退職給付に係る資産	12	利益剰余金	5,926
繰延税金資産	139	自己株式	△12
その他	1,160	その他の包括利益累計額	699
貸倒引当金	△12	その他有価証券評価差額金	59
資産合計	26,087	土地再評価差額金	5
		為替換算調整勘定	655
		退職給付に係る調整累計額	△21
		非支配株主持分	1
		純資産合計	10,364
		負債純資産合計	26,087

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		35,491
売上原価		29,592
売上総利益		5,898
販売費及び一般管理費		4,556
営業利益		1,342
営業外収益		
受取利息及び配当金	46	
為替差益	109	
スクラップ売却益	45	
受取補償金	1	
その他	41	244
営業外費用		
支払利息	78	
支払手数料	5	
電子記録債権売却損	16	
その他	63	163
経常利益		1,423
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	4	20
特別損失		
固定資産処分損	13	
減損損失	8	
子会社清算損	15	37
税金等調整前当期純利益		1,405
法人税、住民税及び事業税	345	
法人税等調整額	29	374
当期純利益		1,031
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,031

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,137	612	4,986	△12	8,724
当期変動額					
剰余金の配当			△91		△91
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,031		1,031
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	940	△0	940
当期末残高	3,137	612	5,926	△12	9,664

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	62	5	267	△64	270	1	8,996
当期変動額							
剰余金の配当							△91
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,031
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2		388	42	428	0	428
当期変動額合計	△2	-	388	42	428	0	1,368
当期末残高	59	5	655	△21	699	1	10,364

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,767	流動負債	10,906
現金及び預金	1,103	買掛金	5,390
受取手形	197	短期借入金	2,845
電子記録債権	1,158	1年内返済予定の長期借入金	268
売掛金	3,526	リース債務	93
商品及び製品	1,192	未払金	1,822
仕掛品	59	未払費用	160
原材料及び貯蔵品	207	未払法人税等	62
前払費用	38	賞与引当金	226
未収入金	133	その他	35
関係会社短期貸付金	134	固定負債	2,142
その他	14	長期借入金	526
固定資産	10,291	リース債務	137
有形固定資産	1,578	再評価に係る繰延税金負債	2
建物	641	退職給付引当金	1,043
構築物	7	資産除去債務	37
機械及び装置	179	その他	395
工具、器具及び備品	97	負債合計	13,048
土地	535	(純資産の部)	
建設仮勘定	117	株主資本	4,945
無形固定資産	42	資本金	3,137
ソフトウェア	42	資本剰余金	1,019
投資その他の資産	8,669	資本準備金	1,019
投資有価証券	318	利益剰余金	800
関係会社株式	5,833	その他利益剰余金	800
出資金	0	繰越利益剰余金	800
従業員に対する長期貸付金	3	自己株式	△12
関係会社長期貸付金	2,999	評価・換算差額等	65
前払年金費用	30	その他有価証券評価差額金	59
繰延税金資産	383	土地再評価差額金	5
その他	1,082	純資産合計	5,010
貸倒引当金	△1,981	負債純資産合計	18,058
資産合計	18,058		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		19,299
売上原価		16,366
売上総利益		2,933
販売費及び一般管理費		2,623
営業利益		309
営業外収益		
受取利息及び配当金	359	
為替差益	13	
その他	18	391
営業外費用		
支払利息	62	
支払手数料	5	
電子記録債権売却損	16	
貸倒引当金繰入額	294	
その他	30	409
経常利益		291
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	4	6
特別損失		
固定資産処分損	9	9
税引前当期純利益		287
法人税、住民税及び事業税	91	
法人税等調整額	△43	47
当期純利益		240

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,137	1,019	1,019	651	651
当期変動額					
剰余金の配当				△91	△91
当期純利益				240	240
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	148	148
当期末残高	3,137	1,019	1,019	800	800

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△12	4,796	62	5	68	4,864
当期変動額						
剰余金の配当		△91				△91
当期純利益		240				240
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2		△2	△2
当期変動額合計	△0	148	△2	－	△2	146
当期末残高	△12	4,945	59	5	65	5,010

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日邦産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

日邦産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣 吉登
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日邦産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

当監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等及び職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、内部監査室その他使用人等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からの職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において取締役の業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日邦産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大石 富司 ㊟

監査等委員 林 高史 ㊟

監査等委員 梅野 勉 ㊟

監査等委員 池田 桂子 ㊟

監査等委員 蒲生 貞一 ㊟

(注) 監査等委員 林 高史、梅野 勉、池田 桂子及び蒲生 貞一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上